

選定療養費について

200床以上の地域医療支援病院(当院該当)では、紹介状なしで受診する場合などにおいて、保険適用の診療とは別に、初診時・再診時選定療養費をご負担いただくことが義務付けられておりますが、令和4年度の診療報酬改定により、国が定める料金に変更されたことに伴い、当院におきましても10月1日より新しい金額でのご負担となりますので、よろしく願いいたします。

【初診時選定療養費】

医科：**7,700** 円(税込)

歯科：**5,500** 円(税込)

【再診時選定療養費】

医科：**3,300** 円(税込)

歯科：**2,090** 円(税込)

※初診時選定療養費(医科・歯科で別々に料金が発生します)

紹介状を持参せずに当院を初診で受診される場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

※再診時選定療養費(医科・歯科で別々に料金が発生します)

当院での治療により病状が安定し、他の医療機関に紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望する場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

国は地域の医療機関の適切な役割分担と連携を推進しており、まずは地域の医療機関を受診していただきますよう、よろしく願いいたします。

八尾市立病院 病院長